

災害を教訓に 防災・減災の国づくりを



内閣府特命担当大臣 二之湯 智

皆さまには、平素より防災行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

近年、わが国においては、災害が激甚化・頻発化しています。昨年も、7月1日からの大雨（熱海市における土石流災害等）、8月の大雨（長野県岡谷市の土砂崩れ・佐賀県六角川の内水氾濫等）などが各地に大きな被害を及ぼしました。これらの災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された全ての皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

また、消防職員、消防団員をはじめとする皆様の救助活動等へのご尽力にも、敬意を表する次第です。

振り返れば、我が国の災害対策は、大災害の教訓を形にすることで強化されてきました。昭和34年の伊勢湾台風は、全国に大きな被害をもたらしましたが、これを契機に作られたのが、災害対策の根幹をなす災害対策基本法です。この法律は、昨年、制定60年を迎えました。

その後、平成7年には阪神・淡路大震災が発生し、これを契機に建物の耐震化などが進みました。また、この震災では、多くのボランティアが活躍し、「ボランティア元年」とも言われましたが、今やボランティアは被災地に欠かせない存在です。

そして、11年前の東日本大震災は、戦後3度目となる災害対策の大きな転換点でした。とりわけ、ハード対策では災害は防ぎきれず、命を守るためには、何よりも避難することが大切だということが、広く認識されました。

最近では、令和元年の東日本台風を踏まえ、昨年5月に災害対策基本法が改正され、「個別避難計画」の努力義務化、避難勧告と避難指示の一本化、国における災害対応体制の強化等が図られています。

災害の多い我が国で、その被害を最小限に抑えるためには、行政の努力はもちろんのこと、我々一人ひとりの努力が必要です。国民一人ひとりに、正しい知識を身につけ、実践していただくことが重要になってまいります。

そのためには、それぞれの地域における過去の災害の記憶を風化させることなく、次世代に語り継ぐとともに、他の地域で起こった災害も教訓とすることで、防災意識の向上や防災の担い手の育成につなげていくことが不可欠です。それぞれの地域の実情を知る消防職員や消防団員の皆様の役割は、ますます重要になっています。

今後も、防災に携わる全ての皆さま方のご協力をいただきながら、災害に強くしなやかな国づくりを進めていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。